# News Release



2023年9月29日

### - 取引先の SDGs/ESG への取組みを後押し-「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の取組みについて

西日本シティ銀行(頭取 村上 英之)は、株式会社坂本食糧(代表取締役 坂本 文仁)と「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」(以下「PIF」)の契約を締結しましたので、お知らせします。

PIF とは、お客さまの企業活動が環境・社会・経済に与える影響を包括的に分析し、特定されたポジティブインパクト(プラスの貢献)の向上と、ネガティブインパクト(マイナスの影響)の緩和・低減に向けて、KPI\*を設定し、金融機関がモニタリングしながら KPI 達成に向けて支援する融資です。

当行は、地域金融機関として、SDGs/ESG に取り組む企業を支援することで、持続可能な 社会の実現に貢献してまいります。

※ KPI とは、Key Performance Indicator の略で目標を達成する上で、その達成度合いを計測・モニタリング するための定量的な指標のことです。

記

#### 1. PIFの契約内容

契	約	日	2023 年 9 月 29 日
融	資	額	100 百万円
期		間	5 年
資	金 使	途	運転資金

#### 2. 設定した KPI (詳細は別紙「評価書」をご参照ください)

# 2028 年度までに家庭用無洗米商品の販売額を 2.25 億円に拡大する。						
<ul> <li>環境面の KPI</li> <li>・ 2028 年度までに尿素 SCR システム (選択触媒還元システム) 付きエンジン搭載トラックを 1 台導入し、2028 年度以降の同システム付きエンジン搭載トラックの導入計画を策定する。</li> <li>・ 2022 年度の精米取扱数量の水準を 2028 年度まで維持する。・ 2028 年度まで精米 HACCP 認証の継続認定をする。・ フォークリフト運転士、玉掛け技能資格、クレーン運転免許の取得に要する費用を全額補助する。・ 2028 年度時点において工場従事者全員がフォークリフト運転士免許を所持した状態を維持する。・ 五掛け技能資格とクレーン運転免許双方を所持する職員を新たに 2 名養成する。・ 2028 年度までに営業職を対象として定期的な異業種交流会や勉強会等への参加に関わる全額費用負担の規則を制定する。・ 経営者及び安全管理者が安全管理に関わる各種セミナーを定期的に受講し、職場への安全管理意識を高め、2028 年度における労災発生件数ゼロを達成する。・ 営業および工場での働き方を整理し、営業職および工場従事者として女性を登用し、2028 年度までに女性社員比率 25%を達成する。・ 2024 年度中に熊本県産米の使用量を 7,000t へ拡大し、2028 年度まで</li> </ul>		• 2028 年度までに家庭用無洗米商品の販売額を 2.25 億円に拡大する。				
<ul> <li>・ 2028 年度までに尿素 SCR システム (選択触媒還元システム) 付きエンジン搭載トラックを 1 台導入し、2028 年度以降の同システム付きエンジン搭載トラックの導入計画を策定する。</li> <li>・ 2022 年度の精米取扱数量の水準を 2028 年度まで維持する。</li> <li>・ 2028 年度まで精米 HACCP 認証の継続認定をする。</li> <li>・ フォークリフト運転士、玉掛け技能資格、クレーン運転免許の取得に要する費用を全額補助する。</li> <li>・ 2028 年度時点において工場従事者全員がフォークリフト運転士免許を所持した状態を維持する。</li> <li>・ 主掛け技能資格とクレーン運転免許双方を所持する職員を新たに 2 名養成する。</li> <li>・ 2028 年度までに営業職を対象として定期的な異業種交流会や勉強会等への参加に関わる全額費用負担の規則を制定する。</li> <li>・ 経営者及び安全管理者が安全管理に関わる各種セミナーを定期的に受講し、職場への安全管理意識を高め、2028 年度における労災発生件数ゼロを達成する。</li> <li>・ 営業および工場での働き方を整理し、営業職および工場従事者として女性を登用し、2028 年度までに女性社員比率 25%を達成する。</li> <li>・ 2024 年度中に熊本県産米の使用量を 7,000t へ拡大し、2028 年度まで</li> </ul>		• 2028 年度までに無洗米の乾燥に用いる電力すべてを太陽光発電へ				
<ul> <li>2028 年度までに尿素 SCR システム (選択触媒還元システム)付きエンジン搭載トラックを1台導入し、2028 年度以降の同システム付きエンジン搭載トラックの導入計画を策定する。</li> <li>2022 年度の精米取扱数量の水準を 2028 年度まで維持する。</li> <li>2028 年度まで精米 HACCP 認証の継続認定をする。</li> <li>フォークリフト運転士、玉掛け技能資格、クレーン運転免許の取得に要する費用を全額補助する。</li> <li>2028 年度時点において工場従事者全員がフォークリフト運転士免許を所持した状態を維持する。</li> <li>玉掛け技能資格とクレーン運転免許双方を所持する職員を新たに 2 名養成する。</li> <li>2028 年度までに営業職を対象として定期的な異業種交流会や勉強会等への参加に関わる全額費用負担の規則を制定する。</li> <li>経営者及び安全管理者が安全管理に関わる各種セミナーを定期的に受講し、職場への安全管理意識を高め、2028 年度における労災発生件数ゼロを達成する。</li> <li>営業および工場での働き方を整理し、営業職および工場従事者として女性を登用し、2028 年度までに女性社員比率 25%を達成する。</li> <li>2024 年度中に熊本県産米の使用量を 7,000t へ拡大し、2028 年度まで</li> </ul>	   環境面の KPI	切り替える。				
	100 PM 100 TM 1					
		エンジン搭載トラックを 1 台導入し、2028 年度以降の同システム付き				
		エンジン搭載トラックの導入計画を策定する。				
<ul> <li>フォークリフト運転士、玉掛け技能資格、クレーン運転免許の取得に要する費用を全額補助する。</li> <li>2028 年度時点において工場従事者全員がフォークリフト運転士免許を所持した状態を維持する。</li> <li>玉掛け技能資格とクレーン運転免許双方を所持する職員を新たに2名養成する。</li> <li>2028 年度までに営業職を対象として定期的な異業種交流会や勉強会等への参加に関わる全額費用負担の規則を制定する。</li> <li>経営者及び安全管理者が安全管理に関わる各種セミナーを定期的に受講し、職場への安全管理意識を高め、2028 年度における労災発生件数ゼロを達成する。</li> <li>営業および工場での働き方を整理し、営業職および工場従事者として女性を登用し、2028 年度までに女性社員比率25%を達成する。</li> <li>2024 年度中に熊本県産米の使用量を7,000t へ拡大し、2028 年度まで</li> </ul>		• 2022 年度の精米取扱数量の水準を 2028 年度まで維持する。				
要する費用を全額補助する。		• 2028 年度まで精米 HACCP 認証の継続認定をする。				
・2028 年度時点において工場従事者全員がフォークリフト運転士免許を所持した状態を維持する。 ・玉掛け技能資格とクレーン運転免許双方を所持する職員を新たに 2 名養成する。 ・2028 年度までに営業職を対象として定期的な異業種交流会や勉強会等への参加に関わる全額費用負担の規則を制定する。 ・経営者及び安全管理者が安全管理に関わる各種セミナーを定期的に受講し、職場への安全管理意識を高め、2028 年度における労災発生件数ゼロを達成する。 ・営業および工場での働き方を整理し、営業職および工場従事者として女性を登用し、2028 年度までに女性社員比率 25%を達成する。 ・2024 年度中に熊本県産米の使用量を 7,000t へ拡大し、2028 年度まで		• フォークリフト運転士、玉掛け技能資格、クレーン運転免許の取得に				
<ul> <li>社会面の KPI</li> <li>・玉掛け技能資格とクレーン運転免許双方を所持する職員を新たに 2 名養成する。</li> <li>・2028 年度までに営業職を対象として定期的な異業種交流会や勉強会等への参加に関わる全額費用負担の規則を制定する。</li> <li>・経営者及び安全管理者が安全管理に関わる各種セミナーを定期的に受講し、職場への安全管理意識を高め、2028 年度における労災発生件数ゼロを達成する。</li> <li>・営業および工場での働き方を整理し、営業職および工場従事者として女性を登用し、2028 年度までに女性社員比率 25%を達成する。</li> <li>・2024 年度中に熊本県産米の使用量を 7,000t へ拡大し、2028 年度まで</li> </ul>		要する費用を全額補助する。				
<ul> <li>社会面の KPI</li> <li>・ 玉掛け技能資格とクレーン運転免許双方を所持する職員を新たに 2 名養成する。</li> <li>・ 2028 年度までに営業職を対象として定期的な異業種交流会や勉強会等への参加に関わる全額費用負担の規則を制定する。</li> <li>・ 経営者及び安全管理者が安全管理に関わる各種セミナーを定期的に受講し、職場への安全管理意識を高め、2028 年度における労災発生件数ゼロを達成する。</li> <li>・ 営業および工場での働き方を整理し、営業職および工場従事者として女性を登用し、2028 年度までに女性社員比率 25%を達成する。</li> <li>・ 2024 年度中に熊本県産米の使用量を 7,000t へ拡大し、2028 年度まで</li> </ul>		• 2028 年度時点において工場従事者全員がフォークリフト運転士免許を				
養成する。		所持した状態を維持する。				
	社会面の KPI	• 玉掛け技能資格とクレーン運転免許双方を所持する職員を新たに 2 名				
への参加に関わる全額費用負担の規則を制定する。		養成する。				
経営者及び安全管理者が安全管理に関わる各種セミナーを定期的に 受講し、職場への安全管理意識を高め、2028 年度における労災発生 件数ゼロを達成する。     営業および工場での働き方を整理し、営業職および工場従事者と して女性を登用し、2028 年度までに女性社員比率 25%を達成する。     2024 年度中に熊本県産米の使用量を 7,000t へ拡大し、2028 年度まで		• 2028 年度までに営業職を対象として定期的な異業種交流会や勉強会等				
受講し、職場への安全管理意識を高め、2028 年度における労災発生件数ゼロを達成する。		への参加に関わる全額費用負担の規則を制定する。				
件数ゼロを達成する。		• 経営者及び安全管理者が安全管理に関わる各種セミナーを定期的に				
<ul> <li>・営業および工場での働き方を整理し、営業職および工場従事者として女性を登用し、2028年度までに女性社員比率 25%を達成する。</li> <li>・2024年度中に熊本県産米の使用量を 7,000t へ拡大し、2028年度まで</li> </ul>		受講し、職場への安全管理意識を高め、2028 年度における労災発生				
<b>経済面の KPI</b> して女性を登用し、2028 年度までに女性社員比率 25%を達成する。 • 2024 年度中に熊本県産米の使用量を 7,000t へ拡大し、2028 年度まで		件数ゼロを達成する。				
<b>経済面の KPI</b> • 2024 年度中に熊本県産米の使用量を 7,000t へ拡大し、2028 年度まで		• 営業および工場での働き方を整理し、営業職および工場従事者と				
• 2024 年度中に熊本県産米の使用量を 7,000t へ拡大し、2028 年度まで	奴这声の 火吹	して女性を登用し、2028 年度までに女性社員比率 25%を達成する。				
使用量を維持する。	程済国の KPI	- 2024 年度中に熊本県産米の使用量を 7,000t へ拡大し、2028 年度まで				
		使用量を維持する。				

(注) 当行は KPI のモニタリングを通じ、KPI 達成にむけて各種支援を行います。

### 3. 企業の概要

会	社	名	株式会社坂本食糧	
所	在	地	熊本県八代市鏡町鏡 819	
設		立	1974 年 6 月	
業		種	食料・飲料卸売業	
特		長	<ul><li>▶ 当社は、主食用および加工用の精米と卸売を主業とし、生産者と消費者を 結ぶ食糧のパイプ役を担う企業です。</li><li>▶ また、当社は、無洗米の販売、精米 HACCP の継続取得、米の流通体制 維持への取組みなどを通じて、地域農業を支え、事業成長とサステナ ビリティへの貢献を両立しています。</li></ul>	

以 上

本件に関するお問い合わせ先 法人ソリューション部 玉出・下田 TEL092-476-2741

# ポジティブ・インパクト・ファイナンス 評価報告書

(株式会社 坂本食糧)

2023 年9月 29 日 公益財団法人 九州経済調査協会

# 目 次

<要約>		3
	活動と KPI の設定	
2-1 社会面での	活動と KPI	11
2-2 環境面での	活動と KPI	15
2-3 社会·経済面	īでの活動と KPI	18
3. 包括的分析		20
<b>3-1</b> UNEP FI	のインパクト分析ツールを用いた分析	20
	加味したインパクト領域の特定	
3-3 特定された	インパクト領域とサステナビリティ活動の関連性	22
3-4 インパクト領	「域の特定方法	22
4. 地域経済に与える	る波及効果の測定	23
5. マネジメント体制	]	24
6. モニタリングの頻	頭度と方法	24

(公財)九州経済調査協会は、㈱西日本シティ銀行が、㈱坂本食糧(以下、坂本食糧)に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、坂本食糧の企業活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響およびネガティブな影響)を分析・評価した。

分析・評価に当たっては、㈱日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」および ESG 金融ハイレベル・パネル設置 要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中小企業!に対するファイナンスに適用している。

### <要約>

坂本食糧は、主食用および加工用の精米と卸売を主業としている事業者である。

熊本県八代市に本社を置き、創業は1592年で、70年以上の社歴を有する。ただ本格的に米穀販売を始めたのは1974年で、以降、熊本県南地域における米穀卸として主要な企業の1つとなっている。

同社は「私達は生産者と消費者とを結ぶ食糧の良きパイプ役」として、「常に自らの加工技術を高める努力を怠らず、仕入れから加工販売に至るまでの一連の品質管理を徹底」し、「市場の多様化するニーズに合わせた商品と販売方法を提案し続け、全てのお客様に喜んで頂く事により社業を発展させたい」という考えの下、新しい商品開発により市場を開拓しつつ、地域の農業を支え続けることを、先代からのミッションとして事業を展開している。

とくに同社における環境面での取り組みの1つに挙げられる無洗米の開発・販売については、無洗米自体の普及による節水効果、無洗米の製造工程で発生する米の研ぎ汁と、選別や精米の工程で発生する着色粒、被害粒、ヌカをリサイクルする仕組みを構築しており、同社の事業成長戦略とサステナビリティへの貢献が両立された取り組みとして期待される。この取り組みは、「資源効率・安全性」と「廃棄物」のネガティブ・インパクトを抑制すると評価できる。そして、さらにその一部が米袋のフィルムやインキ、接着剤に利用され、エシカル消費ニーズの戦略商品と位置付けられている点において、「廃棄物」のポジティブ・インパクトを増大するものと評価される。

その他、同社の取り組みにみるポジティブ面のインパクト領域としては、精米HACCP<sup>2</sup>の継続取得、 米の流通体制の維持への取り組みが「食糧」と「文化・伝統」に、工場・倉庫作業従事者に必要な免許 取得の支援と営業職に対する自己実現学習の支援への取り組みが「教育」に該当する。また、女性 が活躍しうる職域開発が「雇用」と「包摂的で健全な経済」に、熊本県産米の使用量の拡大は「経済 収束」に繋がるものと評価される。一方、ネガティブ面において、安全衛生に関する理解促進、安全 管理体制の充実への取り組みが「雇用」、尿素SCRシステム付きエンジンを搭載したトラック導入の 取り組みは「大気」へのネガティブ・インパクトを抑制すると評価される。併せて米の研ぎ汁やヌカ などをグループ企業の農業法人用のたい肥生産にフル活用していることから「土壌」のネガティ ブ・インパクトを抑制する取り組みと評価できる。

これらの取り組みのうち、環境・社会・経済に対して一定の影響が想定され、坂本食糧の経営の持続可能性を高める11領域(「食糧」、「健康・衛生」、「教育」、「雇用」、「水(質)」、「資源効率・安全性」、「気候」、「廃棄物」、「大気」、「包摂的で健全な経済」、「経済収束」)について、KPIが設定されている。

#### 今回実施予定の「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の概要

金額	100,000,000円
資金使途	運転資金
モニタリング期間	5年0カ月

<sup>1</sup> IFC(国際金融公社)または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 食品の安全確保の国際標準である HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)手法に基づき、精米工場において、精米の安全を確保し、品質管理、衛生管理、汚染防御管理を行う総合工程管理の取り組み

### 企業概要

企業概要	•		
企業名	株式会社 坂本食糧		
所在地	〒869-4203 熊本県八代市鏡町鏡819番地		
従業員数	30名(2023年3月現在)		
資本金	1,000万円		
業種	精穀・製粉業、農産品原料及び生き物卸売業 ※産業格付は国際標準産業分類(ISIC)による		
事業内容	米穀加工·販	売·集荷·農産物検査	
	1952年 1974年 1981年 1984年 1987年 1994年 1995年	合資会社坂本精麦工場を設立、精麦業を営む 株式会社坂本食糧を設立、米穀販売を始める 米穀小売業許可を受け、八代市に八代営業所を開設 米穀小売業許可を受け、熊本市に熊本営業所を開設 熊本市流通団地内に事務所及び倉庫を建設し、熊本営 業所を移設 店頭精米直売店「米三昧まいど」を展開開始 食糧法制定に伴い米穀卸売業登録 本社社屋を新設、「坂本お米研究所」を開設 低温倉庫1,716㎡(5,000t収容)を増設	
	2000年 2005年	八代営業所と熊本営業所を統合、営業本部を本社内に 開設 沖縄県糸満市に沖縄営業所を開設 沖縄県中小企業支援協議会のあっせんにより 第一食糧株式会社(沖縄県那覇市)を引き継ぐ	
沿革	2010年 2011年	沖縄営業所を一部改装し低温倉庫536㎡(1,500t収容)を増設 沖縄営業所敷地内に低温倉庫787㎡(2,000t収容)を	
	2013年	増設 無洗米製造に使用した水で肥料を作る堆肥舎をエコファ ーム大地で設立	
	2014年 2018年	最大発電量96.5kW分の太陽光パネルを設置 芝口倉庫の800㎡(1,695t収容)を低温倉庫に改装	
	2020年	『洗わんでよかばい』パッケージに、ライスインキを使用	
	2021年 2022年 2023年	食品の安全確保の精米HACCPの認定工場となる 最大発電量、約41.4kW分の太陽光パネルを増設 坂本盛幸 取締役会長 就任 坂本文仁 代表取締役社長 就任	
	2023年	節水型で米全体の糠を均一に除去できる無洗米製造装 置への設備更新	

### 事業概要

#### 事業概況

#### 【事業の特長】

坂本食糧は、1952年に合資会社坂本精麦工場として設立し、1974年に現在の㈱坂本食糧となり、併せて、米穀販売を始めた。なお、米穀とは調理されていない米のことであるが、戦時下、そして戦後の食糧不足の中で、国民が平等に入手できることを目的に米穀の流通を統制した食糧管理法に代わって、1994年に農家が自由に米などの作物を販売できるようにした「食糧法(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律)」が制定され、さらに、その食糧法が2004年に大幅に改正され、農業従事者に限らず誰でも自由に米を販売したり流通させることができるようになった。具体的には、規模要件3(4,000精米トン以上)が大幅に緩和されるに伴い、米穀卸売業登録を得て、現在の事業形態となっている。

米のサプライチェーンにおける「米穀卸売業」の役割は、全農、各県経済連、農協などの生産・集荷・出荷事業者から仕入れた玄米の状態のお米をとう精し、製白米にした状態にする加工工程が含まれる。したがって、米穀卸売業はそのほとんどの事業者がとう精を行なう設備をもつ。

## ▼坂本食糧の品質管理・工程表



#### 資料)坂本食糧webサイト

また、一口に"お米"といっても、その用途により明確な区分管理を行うことが、前述の食糧法にて規定されている。一般の食卓や外食店などで食する"お米"は、「主食用」と区分されるが、主食用以外にも、お酒や味噌、米菓の原料として用いられる「加工用米」、家畜飼料や米粉用等用途の「新規需要米」、これ以外の用途の「区分出荷米」などがあり、同社では、このうち、「主食用」と「加工用米」を取り扱っており、その割合は数量比で4:6(金額比で6:4)となっている。したがって、同社が取り扱う米は、主食用として最終消費者が一般家庭となるものもあるが、半分以上は米を原料として用いる大手米菓メーカーや清酒・焼酎メーカーなどとなっている。

玄米の調達先は主に熊本県内、鹿児島県内で、各県経済連、単位農協(JA)が主であるが、加え

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 改正前までは米穀卸売業者は精米量4,000トン/年以上の業者に限られ登録制であったが、改正後は20トン以上へ下限が大幅に下げられ、かつ届出制となった。

て地元の生産者から直接調達する量も少なくない。

その点で同社は熊本県下では有力の米穀卸売事業者であり、南九州の米を広く全国へ流通させる重要な役割を果たしていると言える。

#### 【経営理念】

前述の通り、坂本食糧は、精米という加工を行うが、その経営理念「私達は生産者と消費者とを結ぶ食糧の良きパイプ役」には、米穀卸売販売としての地元生産者へ貢献したいという思いが込められている。同社の地域経済・社会面での存在意義を、"生産者と消費者とのパイプ役"と定め、実際に地元・南九州の米農家が生産する米を長らく"仕入れ"、市場に流通させることで、地元の稲作農家を支えたいという思いが込められている。実際に同社・坂本社長は、「買いたたくのではなく、買い支える」ことを長らく続けてきた。

同社のホームページに掲載されている坂本社長の代表あいさつには、"生産者と消費者とのパイプ役"に続けて、「常に自らの加工技術を高める努力を怠らず、仕入れから加工販売に至るまでの一連の品質管理を徹底」するとある。この一文には、精米、選別を担う加工業者としての自負が表現されている。前述のとおり、精米は実は多くの工程を経る。ごみや埃や石を取り除き、精米した後にも、破砕した米を除去し、再度、石や金属やガラスを取り除き、もう一度、白米の中に混入するあらゆる異物を検出・除去する工程を経て、ようやく出荷される。とくに同社が加工用米を取引する比較的大きな酒造メーカーや米菓を製造する企業からの異物混入防止の要請は厳しく、高い選別品質が求められている。

さらに坂本社長の代表あいさつは「市場の多様化するニーズに合わせた商品と販売方法を提案し続け、全てのお客様に喜んで頂く事により社業を発展させたい」と続く。後述するが、米の消費は食の多様化と人口減少により、減少の一途をたどっている中で、現在の消費者に訴求する製品開発は、社業の発展はもちろん、同社の事業を支える農業・農家の活性化にも繋がり、このような商品力の強化が、同社の販売力に繋がる。そして、強い販売力を有する同社の存在が、地域の農業の収益基盤となり、同社がある熊本県や鹿児島県におけるお米のサプライチェーンを強化し、同社の持続性にも繋がることになるだろう。

このように、坂本社長の代表あいさつ(経営理念)は、同社の営みを表現したシンプルな内容ではあるが、同社の当地における存在意義が丁寧に表現されているものと思われる。

#### ▼㈱坂本食糧の代表挨拶(≒経営理念)

## Top Message

代表あいさつ

私達は生産者と消費者とを結ぶ食糧の良きパイプ役を目指し、常に自らの加工技術を 高める努力を怠らず、仕入れから加工販売に至るまでの一連の品質管理を徹底してお ります。また、市場の多様化するニーズに合わせた商品と販売方法を提案し続け、全 てのお客様に喜んで頂く事により社業を発展させたいと考えております。

> 株式会社 坂本食糧 代表取締役 坂本 文仁

資料)㈱坂本食糧HP

### 1. 業界動向

#### 米消費量の状況

本項では、坂本食糧が事業として取り組む米穀・精米市場の業界動向をまとめる。

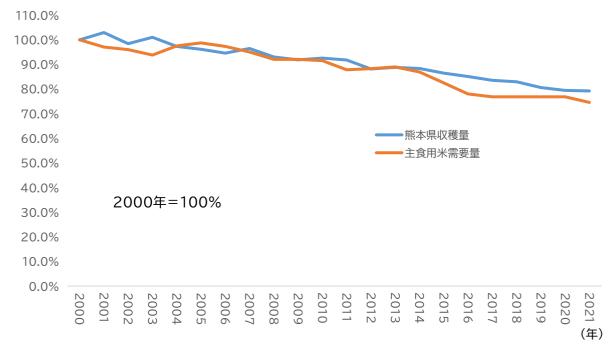
同社は主に南九州で収穫された米を集荷するが、その販売先は全国にまたがる。したがって、全国的な米の消費動向をみていくこととする。

主食用米の需要量の推移をみると、ほぼ、右肩下がりとなっている。これは主に家庭での消費が減少しているためであるが、いずれにしても、同業界においては、輸出を考えなければ、国内マーケットの縮小を前提としなければならない。

一方で、需要の状況以上にその供給基盤が危うくなっている状況でもある。下図は、熊本県における水田の作付面積と水稲の収穫量を示しているが、需要と同程度のペースで収穫量も減少している。そして、今後さらに米生産の持続可能性は、近い将来、さらに危うくなる可能性がある。水田農家に限定したデータではないが、熊本県における農業経営体の経営主の年齢別構成をみると、経営主が75歳以上の経営体が全体の23%を占めている。また、今後10年の間に離農する可能性が高いと想定される65歳以上では58%に達する。

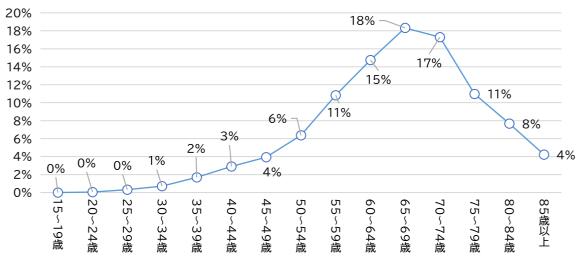
したがって、同社事業の持続可能性を高めるには、市場を拡大するための需要を掘り起こしていく商品開発はもちろん、需要開拓に併せて集荷圏内における農業生産基盤を維持する意識を持つことがなにより求められていると言える。

#### ▼主食用米の需要量と水稲収穫量の推移



資料)農林水産省「作物統計」、「米に関するマンスリーリポート」より九経調作成

#### ▼農業経営体の経営主年齢別構成比(熊本県 2020年)



資料)農林水産省「農林業センサス」より九経調作成

#### 市場縮小と米流通における卸売の役割

米の需要と収穫量がほぼパラレルに減少しているということは、長期的に市場自体が縮小していることにほかならない。

このように取引量が縮小するなか、2017年に施行された農業競争力強化支援法の農林水産省による説明資料に、『農業の持続的な発展のため、農業生産関連事業者においても、事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化を実現していくこと』とあるように、米穀卸は合理化を進める対象とされている。しかし、ここ5年間でみると、米穀卸売業の規模別企業数、従業員数に大きな変化はなく、一般的に大きく縮小している市場でみられるような再編淘汰を伴う業界構造の大きな変化は認められない。

この要因として、次頁資料が示すように、『自ら販路を開拓するとともに、流通を合理化してコストを削減』に動き、『新業態・新商品開発等を実施』できる生産者等が育っていないことが考えられる。そして、今後も、自ら商品を開発し、流通を合理化してコスト削減を実現する農業生産以外の取り組みを、兼業農家が大宗を占める稲作主体の農家に期待することは難しいものと思われる。なぜなら、稲作は機械化が進み兼業農家でも取り組みやすいがゆえに、農作業以外の販売等に取り組んで流通を構造的に改革しようと考える農家は少ないものと考えられるためである。

したがって、小規模な農家や農協の荷を集め、ロットを大きくして、大口のユーザーと交渉・取引しうる流通上の機能が急激に減じることはない。むしろ、流通を合理化して、新業態・新商品を積極的に開発していくプレイヤーとしての役割が、今後の米穀卸には求められているとも言える。

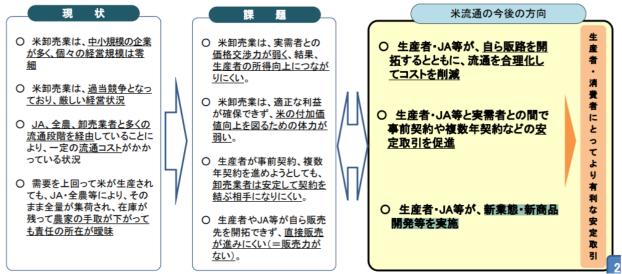
▼常用従業者規模別企業数、従業者数の変化(全国)

	企業等数(社)		従業者数(人)	
	2016	2021	2016	2021
総数	2,931	2,880	39,883	41,083
0~4人	2,026	2,031	7,097	6,927
5~9人	430	397	3,716	3,681
10~19人	277	233	4,525	3,761
20~29人	66	81	1,825	2,313
30~49人	56	64	2,294	2,579
50~99人	51	42	3,570	2,829
100~299人	19	24	3,573	4,509
300~999人	5	6	2,201	2,478
1000人以上	1	2	11,082	12,006

「資料)総務省統計局「経済センサス活動調査」より九経調作成

#### ▼米流通の今後の方向

- 現在の<u>米卸売業は、中小規模の企業が多数あり、過当競争</u>となっており、その結果、<u>十分な利益が確保されておらず、</u> 経営基盤が不安定。
- このため、<u>米流通において</u>今日<u>特に期待される機能(実需者との価格交渉力を背景とした生産者への適切な対価支払や、生産者との安定取引)が必ずしも十分に果たされていない。</u>
- O 生産者・消費者にとってより有利な安定取引を通じた農業の体質強化を実現するため、抜本的な合理化を推進することとし、事業者が業種転換等を行う場合は、国は、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を実施。



資料)農林水産省 農業競争力強化支援法(全国説明会・地域ブロック別説明会)配布資料(農産物流通・加工に関する施策の 展開方向)(2017年6月)

#### 気候変動が及ぼす事業リスクと米穀卸・精米事業者の役割

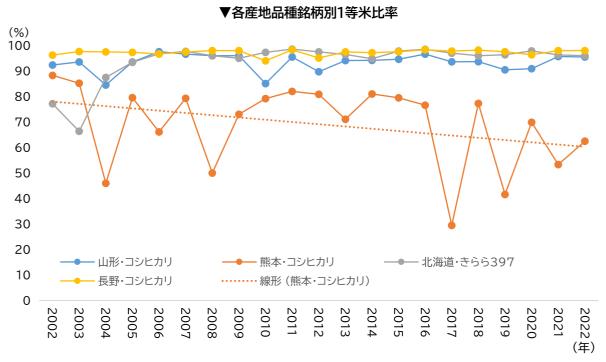
精米・米穀卸売業界、とくに九州における同業界の長期的観点での事業リスクは、生産者の減少のほか、気候変動による影響も無視できない。具体的には、近年、出穂前後の高温と低日射量により発生すると言われる「乳白米」、出穂後の高温による「基部未熟粒」の発生<sup>4</sup>が増えている点である。こうした被害粒が増えると、農産物検査法第3条で定められている一等級基準を満たす米が少なくなる。ちなみに、等級は卸売流通業者の評価基準となり、等級が高いものが多いほど高評価を得られ需要も伸びると言われている。

もともと九州は高温なため、一等級を満たす米の割合が低いが、収穫年によって、その割合の変動が大きいが、熊本県産コシヒカリは一等級の割合が低下傾向にあるのに対し、北海道産や東北の山形県産、高冷地が多い長野県産の米は、一等級の割合も高く、かつ収穫年によらず安定した割合で推移している。気候変動によりこのような被害粒が増え、高い評価が得られる米の割合が低下すれば、当然ながら、収益を圧迫する。したがって、主食用米としては高い評価が得られない米でも収入を確保できるよう、加工用途・業務用途として出荷可能な販路を抱えておく必要がある。

実際に、西日本や南日本における卸売事業者では、等級が低い米や『ふるい下米』(次頁図参照) と呼ばれる未成熟米をまとめて、加工食品用や外食向け業務用など比較的大きなメーカーに販売 している。そして、今後さらに、こうした被害粒・未成熟米などが増えると、これらをまとめ、より大 きなロットで安定的に供給できる卸売機能の重要性が増す。もちろん、被害粒の発生が多い地域ほ どその重要性は高くなる。

このような高温や低日射量などの気候変動・異常気象は、個社の取り組みで解決できるものではないが、気候変動への対応は、同業界の経営に直結するマテリアリティであり、業界全体でその解決に向けた取り組みを進めていくことが求められていると思われる。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup>近藤始彦、石丸努、三王裕見子「水稲作況標本地点における乳白粒と基部未熟粒発生の気象要因」(2006)〔農研機構作物研究所〕



資料)農林水産省「米の検査結果」より九経調作成

### ▼ふるい下米の用途 参考資料7 ふるい下米とは 調整 ふるい ふるいの上に残った玄米 主食用 玄米 🔳 1.7~2.0mm以上 ※販売戦略や品種によって地域毎でも異なったふるい目を使用 ふるいの下に落ちた ふるいの下に落ちた玄米の用途 玄米を集荷 概ね1.7~1.9mm 主食用(業務用) 23年産水稲農家等が使用した選別ふるい目幅の分布(%) 加工食品用(味噌用、米菓用) 100 80 60 1.7mm下 40 \_ 1.85mm 20 ■2.00mm以上 加工食品用(ビール用等) 0 農林水産省発表「平成23年産作物統計」より作成

資料)内閣府 食品表示部会(2013年3月28日)参考資料

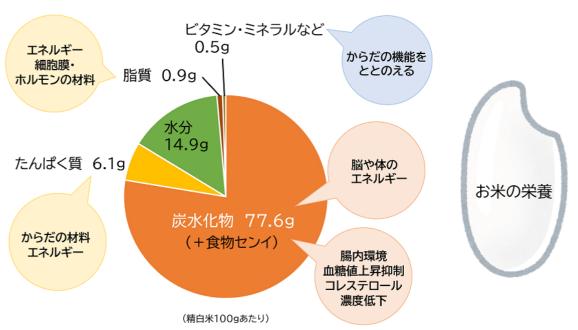
### 2. サステナビリティ活動とKPIの設定

#### **2-1** 社会面での活動とKPI

### (1)主食の"米"のサプライチェーンと食文化の一端を担う事業

繰り返しになるが、同社の活動は日本人の主食で、かつ多くの食品の原料に用いられている"米"のサプライチェーンを支えている。そして、米には炭水化物・たんぱく質・脂質(これらはエネルギー産生栄養素)、ミネラル、ビタミンなど、様々な栄養素が含まれており、米を中心としたバランスのとれた食事が、日本を世界一の長寿国に引きあげたと言われるほど、日本人の健康的な食生活になくてはならないものとなっている。また、米は日本人にとって、主食としてのエネルギー源となっているのみならず、酒や味噌、醤油、米菓などの食文化や、米の販売を通じて水田とその共同管理組織としての農村集落を維持することにも繋がる。その点で、同社の事業自体が、農村に残る祭事など伝統文化の維持にも繋がっていると言える。

#### ▼米の栄養分



参考 文部科学省「日本食品成分表2020年度版(八訂)」

資料)農林水産省webサイト

つまり、同社が 70 年近くにわたって営んできた事業それ自体が、「十分で安全かつ栄養価の高い食品に、物理的、社会的、経済的にアクセス可能」たらしめる活動であり、かつもっぱら日本人の食生活の歴史の中心にある"米"を取り扱っている点において、「活動的で健康な生活のために必要な食糧や嗜好を満たしている」と言える。一方で、前述のように地域における米の生産力は年々低下しており、米の安定供給という重要な役割が縮小する恐れもあるが、現時点での取扱数量を維持し、その役割を全うしていきたいとしている。

もちろん、十分安全な米を供給する責任を負っている。実際、米を仕入れた時点では、ごみや埃、医石、金属片などの異物の混入も多い。また、病原菌等が原因による着色粒も紛れている。同社の精米工程のほとんどは、このような異物や着色粒、被害粒を除去する工程からなるが、同社は 2021 年に日本精米工業会の精米 HACCP 規格認証を取得し、同社の精米工程における食品安全・品質管理・衛生管理・食品防御等の取り組みは、第三者により精米工場に必要とされる要求事項を満たすものと認められている。

#### (2)工場現場で必要となる資格取得の支援と営業職への研修

前述の通り、同社では倉庫や精米工場での作業を伴う事業で、機械を扱うことが比較的多い仕事である。そのため、とくに工場に従事する社員は、これらの機械のオペレートが必須である。とくに扱うことが多いフォークリフトの免許については、2023年9月現在、工場従事者全員が取得している。また、移動式クレーンの運転士免許や玉掛け作業に関わる技能資格も、工場・倉庫での従事者の一定数が保有していることが必要である。

そのため同社では、すべての社員の免許取得状況を整理しており、その上でとくにフォークリフト免許と移動式クレーンの運転士免許、玉掛け作業の技能資格については計画的に、同社の負担により資格取得者を養成する方針を採っている。

その他、3名在籍する営業職の社員については、定期的な固定客廻りが主で、ともすると業務がルーティン化してしまう懸念があった。そのため、同社では、多様な属性の人たちと接し、組織だけでなく、地域社会の一員である意識と、これらのネットワークの中で自らの価値を見つけ、さらに成長したいという意欲を喚起する機会を創る意図で、社外での学びの1つとなる異業種交流会や各種勉強会等への参加を推奨する予定である。

#### (3) 労災ゼロに向けた取り組み

同社の倉庫や精米工場では、その業務性格上、フォークリフトなど多くの重機が行きかっている。倉庫内には移動式クレーンがあり、重い米袋の搬入搬出を行う。クレーンのフックに荷物を掛けたり外したりする比較的危険な要素を含む「玉掛け」作業も日常的に行われる。

荷物の移動にはフォークリフトが使われ、同社の4倉庫で計 10 台のフォークリフトが稼働している。 このような労働環境であることから、労働災害が全くないというわけではなく、過去5年で2件の労働災害が発生している。現在まで事故が発生した際には、労働基準監督署の指導に沿って対策を施して、同じ災害が発生した例はないが、定期的な研修受講の必要性は感じていることから、今後、経営者向けの安全衛生セミナーや安全管理者に対する危険予知訓練(KYT)のトレーナー養成研修等を定期的に受講することとしている。

### 社会面の KPI

インパクトレーダーとの関連性	食糧、健康·衛生
インパクトの別	食糧:ポジティブ・インパクトの増大 健康・衛生:ネガティブ・インパクトの抑制
テーマ	安全で安定した食糧の供給
取り組み内容	精米HACCPの継続取得、米の流通体制の強化
SDGs との関連性	2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靭(レジリエント)な農業を実践する。  12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する
KPI(指標と目標)	・流通・販売体制を強化し、精米取扱数量を2022年度の水準で2028年度まで維持する。 ・2028年度まで精米HACCP認証の継続認定

インパクトレーダーとの関連性	教育
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの増大
テーマ	業務に不可欠な技能、資質等の養成
取り組み内容	工場・倉庫従事者に必要な免許取得の支援 営業職に対する社外での学び活動の支援
	4.3 2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手 の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む 高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
SDGs との関連性	4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
KPI(指標と目標)	フォークリフト運転士、玉掛け技能資格、クレーン運転免許の取得に要する費用を全額補助し、 ・2028年度時点においても工場従事者全員がフォークリフト運転士免許を所持した状態を維持する。 ・玉掛け技能資格とクレーン運転免許双方を所持する職員を新たに2名養成する。(2023年9月現在2名)  2028年度までに営業職を対象として定期的な異業種交流会や勉強会等への参加に関わる全額費用負担の規則を制定する。

インパクトレーダーとの関連性	健康·衛生
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの抑制
テーマ	労働災害発生件数の抑制
取り組み内容	安全衛生に関する理解促進、安全管理体制の充実
SDGs との関連性	3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年の大学を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
KPI(指標と目標)	・経営者、及び安全管理者が安全管理に関わる各種セミナー を定期的に受講し、職場への安全管理意識を高め、2028年 度における労災発生件数ゼロを目指す。

#### **2-2** 環境面での活動とKPI

同社の事業プロセス(精米・卸売)の過程で使用する資源は電力と配送で使うトラックの燃料(軽油)で ある。また、排出される廃棄物は、無洗米の製造過程で発生する米の研ぎ汁と、選別の過程で発生する 前述した着色粒、被害粒などと、精米により発生するヌカである。同社における環境面での取り組みは 主にこれら原燃料と廃棄物の有効活用に集約される。

#### (1)無洗米による環境負荷削減効果

同社が現在最も環境面への取り組みとして注力しているの は無洗米の製造・販売である。無洗米の工程で排出される研 ぎ汁に含まれるヌカには、有機物、窒素、りんなどが含まれて おり、下水処理で浄化可能な有機物の汚水であるが、排水し た水域が富栄養化5する原因になると言われている。

しかし、米を研ぐのに使用する水量は、米の重量当たり 10%に過ぎず、家庭で研ぐ場合の 1/8~1/64 程度6であ る。節水に繋がるほか、排水量を抑制できる効果もある。ま た、研ぎ洗いに必要な上水供給、とぎ汁の下水処理、それぞ れに必要な電力量、燃料量および薬品量などで発生する CO2排出を抑えられることで、普通米と比べ CO2排出量を 1/5 に抑えられる。

このように無洗米を商品開発し、製造販売すること自体が、 節水を促すことに加え、排水を抑え、さらに CO2 排出量も抑制 できる環境負荷削減効果を持つ。



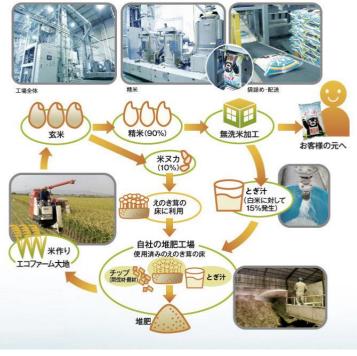
坂本食糧の無洗米商品

#### (2)選別・精米工程におけるリサイクル/アップサイクルプシステム

同社では、前述した研ぎ汁以外の廃棄 物についても、有効に活用されるリサイ クル/アップサイクルシステムを構築して おり(右図参照)、坂本社長は「米は捨てる ところが全くない」と言う。実際、精米工 程で発生するヌカは、使用済のエノキダケ の菌床と混合し、同社子会社の(有)エコ ファーム大地によりたい肥化して、再び稲 作に使用されるほか、バイオマス由来のラ イスインキの原料となっており、上の写真 で示した商品袋などの印刷に使用されて いる。なお、米袋又、グラビア裏刷インキ では、この坂本食糧の無洗米商品「洗わん でよかばい」が九州で初めての採用とな っている。

また、選別の過程で発生する着色粒、被 害粒は、米を 25%も含有する包装用ナイ ロンフィルム「バイオプラーナ<sub>®</sub>」(東洋紡 株式会社)と、東洋インキ株式会社のバイ オマス度 10%含有のラミネート接着剤に 使用され、いずれも無洗米商品「洗わんで よかばい」の米袋に使用している。

▼米のリサイクルシステム



資料)㈱坂本食糧HP

<sup>5</sup> 水中に溶けている窒素やりんなど、生物が普通の生活をするために必要な塩類が多い状態になること。富栄養化した状態 になると、赤潮や貧酸素化といった現象が起こる。

<sup>6</sup> NPO 法人全国無洗米協会 HP

<sup>7</sup> 廃棄予定であったものに手を加え、価値をつけて新しい製品へと生まれ変わらせる手法

さらに8月 29 日には全国初の試みとして、国産米を 25%も配合したバイオマス・プラスチック(ライスレジン®)の米袋の使用を開始している。

もちろん、これらの取り組みは、同社の成長戦略上も重要で、無洗米商品「洗わんでよかばい」は、廃棄物排出抑制、CO2排出量削減に繋がることから、「エシカル消費<sup>8</sup>」ニーズをターゲットとして商品展開・設計がなされているものである。

なお、前述の米の研ぎ汁についても、(有)エコファーム大地のたい肥工場で発酵を促すために利用されているが、自社での利用だけでは処理できない分は、周辺の農家や近隣にあるリサイクルセンターでたい肥を生産するのに利用されている。

#### (3)無洗米乾燥工程での省エネ、脱炭素の取り組み

無洗米工程では、水で研いだ米を乾燥させる必要がある。同社ではその乾燥工程で燃料炊きボイラーを用いていたが、2019 年より電気ボイラーへ転換し、さらに、蓄電池を備えた太陽光発電による電力(出力201.48kW)で全量賄う予定である。

その他、事業プロセスで使用する電力ではないが、 事務所で使用する電力も、この太陽光発電設備で賄う 予定となっている。

また、同社では2013年度に固定価格買取制度の下で売電用として96.5kWの太陽光発電設備を設置しているが、2033年度の買取期間終了後は、自家消費として活用する予定である。



米袋へのライスレジン®使用に関するリリース

#### (4)配送トラック、工場内フォークリフトでの排ガス抑制への取り組み

同社では精米した商品を主に九州内外へ自家配送している。最も遠隔の配送先は米菓メーカーが集積する新潟県であるが、新潟県への配送については、最寄の貨物駅である八代駅から新潟県まで鉄道で輸送している。このように同社では、最大限、トラックで配送する距離を短くし、最大限、鉄道での輸送を推進し GHG 排出抑制に務めているが、このような取り組みは、環境面のみならず、コストやトラックドライバーの労働時間問題の緩和にも資する取り組みと言える。

保有する 15tトラック2台、4.5tトラック1台、4tトラック1台、3tトラック1台、計5台は、1台を除き、ディーゼル重量車及び二輪車の排出基準が強化された平成27年以降に導入された車両で、今後、尿素 SCR システム付きエンジンを搭載したトラックへ計画的に切り替えていく必要がある。

同じく、大気に関わる問題に関しては、工場・倉庫内で使うフォークリフトも同様である。しかし、同社では保有する 10 台のうち8台は電動となっているほか、ほとんどがオフロード法<sup>9</sup>施行後に導入された車両で、大気への影響は極めて限定的だと考えられる。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

<sup>9</sup>公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)に対する排出ガス規制

### 環境面の KPI

インパクトレーダーとの関連性	水(質)、資源効率·安全性、気候、廃棄物		
インパクトの別	水(質):ネガティブ・インパクトの抑制 資源効率・安全性:ネガティブ・インパクトの抑制 気候:ネガティブ・インパクトの抑制 廃棄物:ネガティブ・インパクトの抑制		
テーマ	廃棄物の有効利用とCO₂排出量の抑制		
取り組み内容	無洗米商品の開発・販売と工程の再エネ利用		
	6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な 化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合 半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で 大幅に増加させることにより、水質を改善する。		
	6.4 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。		
SDGs との関連性	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。		
	12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削 減、再生利用及び再利用により、廃棄物の 発生を大幅に削減する。		
	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。		
KPI(指標と目標)	・家庭用無洗米商品の販売額を2028年度までに2.25億円にまで拡大する(2023年5月期 1.8億円)・2028年度までに無洗米の乾燥に用いる電力すべてを太陽光発電で賄う。		

インパクトレーダーとの関連性	大気
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの抑制
テーマ	大気汚染物質の排出抑制
取り組み内容	新型トラック導入による有害排気ガス排出の抑制

SDGs との関連性	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。  11.6 2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	
KPI(指標と目標)	・2028年度までに尿素SCRシステム付きエンジン搭載トラックを1台導入する。 ・2028年度以降の尿素SCRシステム付きエンジン搭載トラック導入計画を策定する。	

#### **2-3** 社会・経済面での活動とKPI

#### (1)女性社員比率の引き上げ

同社ではこれまで、意識的に女性社員比率を高めようとする採用活動は行っていない。募集をして応募があった中から適正を見て採用した結果、現在、経理等の部門を中心に女性比率は 20%弱となっている。

そもそも労働需給がひっ迫しており、計画的な採用活動が難しい面もあり、今後もその方針には変わりはないが、女性社員が所属している部署が経理関係に偏っている点を見直し、これまで「女性では難しい」と考えていた職域においても、できることなら女性を登用したいと考えている。

その1つは営業職である。現在、女性はいないが、新規開拓ではないルート営業等などの業務を中心に計画的に増やしていくことを検討している。

2つめは工場の従事者である。工場勤務は重量物の持ち運びを伴う仕事もあり、女性には向かないと考えていたが、工場での働き方を整理・分解し、女性でも働ける職域を創出して、女性社員の登用を進めたいとしている。

#### (2)県産米の積極調達による地域経済への貢献

米の消費市場は成熟化し、縮小傾向にあるが、これまで述べてきた同社にとって新商品となる家庭用無洗米のほか、業務用無洗米の売上を伸ばし、2023年5月期の売上高25億円から、5年後の2028年5月期に売上高30億円とする目標を立てている。

もちろん、販売拡大に伴い、取り扱う米の量の確保が必要となるが、そのほとんどを、同社の地元である熊本県産米で賄い、使用量を現状の約5,000tから7,000t(1.4倍)へ増やす予定である。

同社自体の売上増ももちろんだが、その県産米の積極活用により、地域経済、とりわけ1人当たり所得が他産業と比べ低い農業部門、そして小規模農家に還元されることは、個人レベルでの所得格差と地域格差、そして産業間格差の縮小に繋がるものと思われる。

#### (3)熊本県内における精米業界をリードする取り組み

同社は、熊本県内有数の精米加工・卸売事業者で、年間1.2万tを取り扱い、その量は標準的な単収<sup>10</sup>による面積換算で2,479ha、熊本県の水稲作付面積の8%に相当する規模を誇り、県内同業界をリードする立場にある。

このような取扱量のボリューム自体が前述のように地域経済へ貢献する存在となっていること に加え、県内の同業界を代表する企業として、業界代表として社会的な責務を負う立場にもあり、

\_

<sup>10</sup> ある一定面積当たりの収量

前述した精米HACCPや日本初という米25%配合のバイオマス・プラスチックの米袋への利用など環境面に対する取り組みを率先して行っている。

### 社会・経済面の KPI

122 127 127 1			
インパクトレーダーとの関連性	雇用、包摂的で健全な経済		
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの増大		
テーマ	社員の女性比率の向上		
取り組み内容	女性が活躍しうる職域開発		
SDGs との関連性	5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの 意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。  8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。		
KPI(指標と目標)	・営業および工場での働き方を整理し、営業職、および工場 従事者として、最低でも1名の女性を登用し、2028年度 までに女性社員比率を25%とする。		

インパクトレーダーとの関連性	包摂的で健全な経済、経済収束	
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの増大	
テーマ	地域経済への貢献	
取り組み内容	熊本県産米使用量の拡大	
SDGs との関連性	8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	
KPI(指標と目標)	2024年度中に熊本県産米の使用量を7,000tへ拡大し、 2028年度まで使用量を維持する。(2021年度 5,000t)	

### 3. 包括的分析

#### 3-1 UNEP FIのインパクト分析ツールを用いた分析

UNEP FIのインパクト分析ツールを用いて、網羅的なインパクト分析を実施した。その結果、ポジティブ・インパクトとして「食糧」、「健康・衛生」、「雇用」、「文化・伝統」、「包摂的で健全な経済」が、ネガティブ・インパクトとして「健康・衛生」、「雇用」、「水(質)」、「大気」、「生物多様性と生態系サービス」、「資源効率・安全性」、「気候」、「廃棄物」、「経済収束」が特定された。

#### 3-2 個別要因を加味したインパクト領域の特定

坂本食糧の個社要因を加味して、同社のインパクト領域を特定した。その結果、同社のサステナビリティ活動に関連のあるポジティブ・インパクトとして、社員の技能資格取得に対する経済的支援を行っていることから「教育」を、固定価格買取制度の下で太陽光発電を行っている点を評価して「エネルギー」をそれぞれ追加した。

また、県内精米業界で代表的な企業として、日本初の取り組み(米25%配合のバイオマス・プラスチックの利用)や精米HACCPを率先して取得するなど企業価値の向上に努めている点を「経済収束」に資する取り組みとして評価した。

一方、「健康・衛生」のポジティブ・インパクトは、納品先での機能性の高い製品(甘酒)などに使用されている点を確認できたが、同社が能動的に機能性食品を開発している点を確認できなかったため、削除した。また、「文化・伝統」についても、文化的な生活や文化遺産の保護などへ直接繋がりうる取り組みを確認できなかったため、削除した

ネガティブ・インパクトとして、「雇用」は、有給休暇の取得率は全国平均より高く、時間外労働時間も法律で定められた時間に抑えられていることを確認できたため、ネガティブ評価を削除した。同様に、「生物多様性と生態系サービス」は生態系を脅かす開発を行っておらず、生態系をかく乱する廃棄物や排水なども適正に処理されていることからネガティブ評価を削除している。

その他、「経済収束」も、仕入れ先(経済連や農家)からの調達価格は、毎年、そのときの作況等により 調達価格の変動はあるものの、JA等の集荷業者が生産者の出荷の際に支払う仮渡金をベースにして いることを確認したため、ネガティブ評価を削除した。

### 【特定されたインパクト領域】

	UNEP FI のイン により抽出され	パクト分析ツール たインパクト領域	個別要因を加味し 特定されたインパクト領域	
	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質 (一連の固有の特徴がニーズを満たす程度)				
水	0	0	0	0
食糧		0		0
住居	0	0	0	0
健康·衛生			0	
教育	0	0		0
雇用				0
エネルギー	0	0		0
移動手段(モビリティ)	0	0	0	0
情報	0	0	0	0
文化·伝統		0	0	0
人格と人の安全保障	0	0	0	0
正義·公正	0	0	0	0
強固な制度・平和・安定	0	0	0	0
質(物理的・化学的構成・性質)と有効利用				
水	0		0	
大気	0		0	
土壌	0	0	0	0
生物多様性と生態系サービス	0		0	0
資源効率·安全性	0		0	
気候	0		0	
廃棄物	0		0	
人と社会のための経済的価値創造				
包摂的で健全な経済		0		0
経済収束	Ö			0

#### 3-3 特定されたインパクト領域とサステナビリティ活動の関連性

坂本食糧のサステナビリティ活動のうち、ポジティブ面のインパクト領域としては、精米HACCPの継続取得、米の流通体制の強化・維持への取り組みが「食糧」に、工場・倉庫作業従事者に必要な免許取得の支援と営業職に対する社外での学び活動の支援への取り組みが「教育」に該当する。また、女性が活躍しうる職域開発が「雇用」と「包摂的で健全な経済」に、熊本県産米の使用量の拡大は「包摂的で健全な経済」と「経済収束」に繋がるものと評価される。

一方、ネガティブ面においては、安全衛生に関する理解促進、安全管理体制の充実への取り組みは「健康・衛生」に繋がるものと評価される。また、尿素SCRシステム付きエンジンを搭載したトラック導入の取り組みは「大気」へのネガティブ・インパクトを抑制すると評価される。併せて米の研ぎ汁やヌカなどをグループ企業の農業法人用のたい肥生産にフル活用していることから「廃棄物」のネガティブ・インパクトを抑制する取り組みと評価できる。

無洗米商品の開発・販売と工程の再工ネ利用は、「水(質)」、「資源効率・安全性」、「気候」、「廃棄物」のネガティブ・インパクトを抑制する取り組みである。そして、その一部が米袋のフィルムやインキ、接着剤に利用され、エシカル消費ニーズの戦略商品と位置付けられている点において、「廃棄物」のネガティブ・インパクトを抑制するものと評価される。

#### 3-4 インパクト領域の特定方法

UNEP FI のインパクト評価ツールを用いたインパクト分析結果を参考に、坂本食糧のサステナビリティに関する活動を同社のHP、提供資料、ヒアリングなどから網羅的に分析するとともに、同社を取り巻く外部環境を勘案し、同社が環境・社会・経済に対して最も強いインパクトを与える活動について検討した。そして、同社の活動が、対象とする営業地域やサプライチェーンにおける環境・社会・経済に対して、ポジティブ・インパクトの増大やネガティブ・インパクトの抑制に最も貢献すべき活動を、インパクト領域として特定した。

### 4. 地域経済に与える波及効果の測定

坂本食糧が本ポジティブ・インパクト・ファイナンスのKPIを達成することによって、現在の売上 高24.5億円を、3年後に売上高30億円とすることを目標とする。

このような同社の事業による地域経済への効果を、「熊本県産業連関表(37部門表)」を用いて 試算すると、現在の売上高(24.5億円)によっても、雇用者所得増(6.7億円)による消費増(3.8 億円)なども含め、熊本県へ計37.9億円の経済波及効果があるものと試算される。

さらに、上記の売上高30億円の目標を実現した場合、年間46.3億円の経済波及効果を生み出す企業となるものと見込まれる。このうち、売上30億円は同社に帰属する効果であるが、16.3億円(=46.3億円-30億円)は社外への経済波及効果である。

なお、この46.3億円の経済波及効果(生産誘発額)は、20.3億円の付加価値を生み、そのうち 8.2億円は雇用者への所得となる。このようなメカニズムによって、地域内に各種需要が喚起され、 その経済効果は幅広い産業へ及ぶこととなる。

(百万円)

	生産誘発額	うち粗付加価値 誘発額	うち雇用者所得 誘発額
第1次波及効果	4,263	1,798	720
第2次波及効果	371	231	99
合計	4,634	2,029	819

第一次波及効果は同社の売上と同社の生産増に必要な原材料やサービス需要による効果

## **波及効果の倍率** 1.54 倍

※波及効果の倍率は、生産誘発額の合計/同社の売上

産業別にみた経済波及効果は、同社の産業である「飲食料品」が大きい。その他、「農林水産業」、「商業」、「運輸・郵便」、「対事業所サービス」など、同社がもたらす生産と需要が広く波及するものとみられる。

順位	産業部門	金額 (百万円)	順位	産業部門	金額 (百万円)
1	飲食料品	3,013	6	不動産	104
2	農林漁業	624	7	電力・ガス・熱供給	89
3	商業	220	8	金融·保険	42
4	運輸·郵便	166	9	対個人サービス	42
5	対事業所サービス	127	10	情報通信	36

第二次波及効果は、第一次波及効果で誘発される生産増に伴い増加する雇用者所得がもたらす消費需要による効果

### 5. マネジメント体制

坂本食糧では、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、プロジェクトチームを結成した。最高責任者として坂本 文仁 代表取締役社長を中心に、自社の事業活動とインパクトとの関連性、KPIの設定等について検討を重ねた。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、坂本 文仁 代表取締役社長を最高責任者とし、御池 祥史 業務開発室 室長を実行責任者として、全従業員が一丸となり、KPIの達成に向けた活動を実施していく。

最高責任者	坂本 文仁 代表取締役社長
実行責任者	御池 祥史 業務開発室 室長

### 6. モニタリングの頻度と方法

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成および進捗状況については、西日本シティ銀行と坂本食糧の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に1回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場などを通じて実施する。

西日本シティ銀行は、KPI達成に必要な資金およびその他ノウハウの提供、あるいは西日本シティ銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI達成をサポートする。

モニタリング期間中に達成したKPIに関しては、達成後もその水準を維持していることを確認する。なお、経営環境の変化などによりKPIを変更する必要がある場合は、西日本シティ銀行と坂本食糧が協議の上、再設定を検討する。

以上

#### 本評価書に関する重要な説明

- 1. 本評価書は、九州経済調査協会が、西日本シティ銀行から委託を受けて実施したもので、九州経済調査協会が西日本シティ銀行に対して提出するものです。
- 2. 九州経済調査協会は、依頼者である西日本シティ銀行および西日本シティ銀行がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する株式会社 坂本食糧から供与された情報と、九州経済調査協会が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな評価を保証するものではありません。
- 3. 本評価を実施するにあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<評価書作成者および本件問い合わせ先> 公益財団法人 九州経済調査協会 調査研究部 部長 片山礼二郎

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通2-1-82電気ビル共創館5階 TEL 092-721-4905 FAX 092-721-4904



## 第三者意見書

2023 年 9 月 29 日 株式会社 日本格付研究所

### 評価対象:

株式会社坂本食糧に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人:株式会社西日本シティ銀行

評価者:公益財団法人九州経済調査協会

第三者意見提供者:株式会社日本格付研究所(JCR)

#### 結論:

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



#### I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社西日本シティ銀行(「西日本シティ銀行」)が株式会社坂本食糧(「坂本食糧」)に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス(PIF)について、公益財団法人九州経済調査協会(「九州経済調査協会」)による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIFとは、SDGsの目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱(環境・社会・経済)に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ(PIF イニシアティブ)を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。西日本シティ銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、九州経済調査協会と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、西日本シティ銀行及び九州経済調査協会にそれを提示している。なお、西日本シティ銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、IFC(国際金融公社)または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則 との適合性を確認した。

① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体で

ある。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕 方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。1
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

#### II. PIF 原則への適合に係る意見

#### PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱(環境・社会・経済)に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている 諸問題に直接対応している。

西日本シティ銀行及び九州経済調査協会は、本ファイナンスを通じ、坂本食糧の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、坂本食糧がポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな 影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

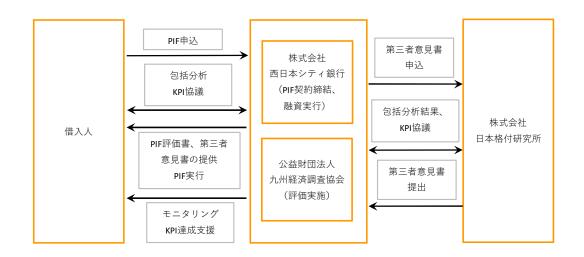
#### PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体(銀行・投資家等)には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、西日本シティ銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

<sup>1</sup> 経済センサス活動調査 (2016 年)。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 西日本シティ銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所:西日本シティ銀行提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、西日本シティ銀行では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、西日本シティ銀行からの委託を受けて、九州経済調査協会が分析方法及び分析ツールを、UNEPFI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

#### PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポーティング

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て九州経済調査協会が作成した評価書を通して西日本シティ銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

#### PIF 原則 4 評価

事業主体(銀行・投資家等)の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。



本ファイナンスでは、九州経済調査協会が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

#### III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展 形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を 巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして 定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である坂本食糧から貸付人である西日本シティ銀行及び評価者である九州経済調査協会に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
- 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

#### IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置された



ポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンス の基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者) 株式会社日本格付研究所 サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

望月幸美

望月 幸美



#### 本第三者意見に関する重要な説明

#### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所 (JCR) が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシ アティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・ パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファ イナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポ ジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではあ りません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した 情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIFによるポジティブな効果を定量的に証明するも のではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の 設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって 定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありませ

#### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCRは、以下の原則等を参照しています。 国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則 環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース 「インパクトファイナンスの基本的考え方」

#### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為と は異なります。

#### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供す ることを約束するものではありません。

#### 5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関 係等はありません。

|留意事項 本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報に、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、明責任を負いません。JCR 接負害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかかを問わず、また、当該情報のあらゆる種の、特別損害、請接損害、が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第一者意見は、JCR のの表別のなが表別であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク(信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等)について、ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は「情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

います

第三者:5見: 本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファ イナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたもの 事業主体:ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。 調達主体:ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をい

- ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等 ・国連環境計画 金融イニシアティブ ボジティブインパクト作業部会メンバー

  - 国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
     環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
     ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
     Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

#### ■本件に関するお問い合わせ先

TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

### 株式会社日本格付研究所

信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル